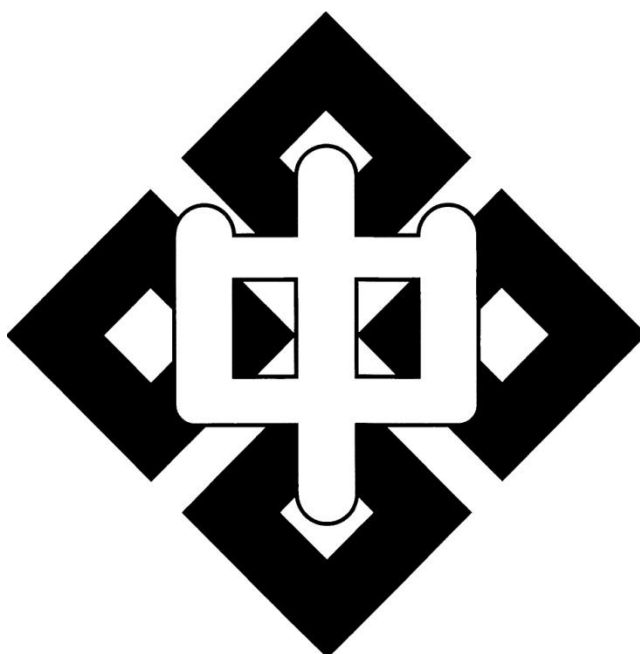


西東京市立田無第一中学校 P T A 会則

昭和 59 年 12 月 15 日施行
令和 8 年 4 月 1 日改定



※この冊子は3年間大切に保管して下さい
西東京市立田無第一中学校 PTA
東京都西東京市南町 6-9-37
TEL 042-462-2811

西東京市立田無第一中学校 P T A 会則

第 1 章 名称と事務所

第 1 条 この会は田無第一中学校 P T A と称し、事務所を田無第一中学校内におく。

・田無第一中学校 〒188-0012 東京都西東京市南町 6-9-37
(電話番号.042-462-2811)

・ P T A 設立年月日 昭和 24 年 5 月 1 日

第 2 章 目的と活動

第 2 条 この会は教育基本法の本質にしたがい、中学校教育の向上発展のために保護者と教師が互いに協力し、家庭と学校と社会における生徒の健康で幸福な成長を図ることを目的とし、次の活動を行う。

1. 民主的社会の一員として、教育について、いっそう深い理解をもつ保護者と教師になるために、相互の研修と学習につとめる。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活向上を図る。
3. 生徒の教育環境の改善につとめる。
4. その他必要と認めた事項。

第 3 章 方針

第 3 条 この会は教育を本旨とする民主的団体として、つぎの方針にしたがって活動する。

1. この会は自主独立の団体であって、他のいかなる団体または個人の支配、統制、干渉を受けない。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする活動は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名において、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. この会は学校経営ならびに学校人事に干渉しない。
5. 児童、生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体または関係機関と協力する。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は次のとおりとする。

1. 田無第一中学校に在籍する生徒の保護者。
 2. 田無第一中学校の校長および教職員。
- 第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- 第6条 会員は会費を納める。

第5章 役員

第7条 この会は次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名（うち教職員1名）
3. 庶務 3名（うち教職員1名）
4. 会計 3名（うち教職員1名）

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して、総会および運営委員会・予算委員会を招集し、役員選出管理委員会をのぞく他のすべての集会に出席して意見をのべることができる。
2. 副会長は会長を補佐し、運営委員会の議長になる。
会長に事故あるとき、その職務を代行する。
3. 庶務は総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する必要事項を記録し保管する。
4. 会計は総会で決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を処理し、定期総会において会計報告を行う。

第9条 役員の選出は別に定める役員選出規定による。

また役員経験者は本人の申し出により、校外部正副部長・役員選出管理正副委員長・行事協力正副委員長、3年生学年正副委員長の選出を永年対象外とする。（細則第4条の表参照）

第10条 役員（教職員を除く）の任期は、4月1日から次年度総会までとする。再選を可能とするが、連続2期を超えて同じ役職にあることはできない。

第11条 役員に欠員が生じた場合は、別に定める細則（細則第2条の2）によって補充する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 6 章 総 会

第 12 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。総会は定期総会および臨時総会とする。会議の議決は出席者の過半数とする。但し会則改正の場合は会員数の過半数（委任状も含む）とする。なお、学級委員・校外部正副部長・役員選出管理正副委員長・行事協力正副委員長は、必ず参加するものとする。

1. 定期総会

定期総会は新年度開始後なるべく早期に開き、定足数は会員現在数の過半数（委任状も含む）とし、少なくとも開催 3 日前にその日時・場所および議題を全会員に知らせなければならない。

審議事項は次のとおりとする。

- (1) 前年度活動経過報告
- (2) 前年度収支決算・監査報告および承認
- (3) 新年度役員・会計監査の紹介
- (4) 新年度活動計画の提案および承認
- (5) 新年度収支予算案の審議および承認
- (6) その他、この会の活動に関する事項

2. 臨時総会

臨時総会は次の場合に開くことができる。

定足数は定期総会に準ずる。

- (1) 運営委員会が必要と認めたとき。
- (2) 会員現在数の過半数（委任状も含む）が細則（細則第 5 条）に定める手続きにしたがって要求したとき。

第 7 章 運営委員会

第 13 条 ・運営委員会は役員、校長、副校長、各学年主任、各学級代表ならびに校外部正副部長によって構成され、総会に次ぐ議決機関である。

・運営委員会の定足数は委員現在数の 3 分の 1 以上とし、会議の議決は出席者の過半数とする。但し細則の制定、改廃の場合は出席者の 3 分の 2 以上とする。

・運営委員会は原則として各学期に 1 回は開くものとし、次の任務を有する。

- (1) 総会に提出する議案の審議作成

- (2) 総会で承認された活動計画及び予算の執行
- (3) 校外部の活動計画の審議、実行状況報告
- (4) 緊急問題の処理
- (5) 役員補充についての承認
- (6) 細則についての制定改廃
- (7) その他この会の運営上必要な事項

第8章 学級・学年委員会

第14条 学級・学年委員は、各学級集会・各学年集会その他の活動を通して、会員相互の仲介を担う。

1. 各学級は学年当初において、学級委員2名、校外部員2名を選出し、各委員と担任教職員によって学級委員会を構成する。I・J学級は学級委員を選出し、校外部員は希望選択できる。
学級委員会は学級集会を運営し、学級活動を行う。
2. 学年委員会は学級より選出された学級委員2名と各学年担当教職員(各1名)によって構成し、学年集会を運営し、学年活動を行う。
3. 各学年委員会は学年ごとに学級委員の互選によって委員長1名、副委員長2名(うち1名は教職員)を選出する。
4. 3年生学年委員は、卒業対策業務と兼ねる。
5. 各学年の委員長・副委員長は、運営委員会に出席する。
6. 3年生学年委員長経験者は本人の申し出により、役員、3年生学年正副委員長・校外部正副部長・役員選出管理正副委員長・行事協力委員正副委員長の選出を永年対象外とする。(細則第4条の表参照)

第9章 校外部

第15条 校外部は生徒の校外生活の指導を行い地域社会の教育環境の向上をはかるとともに、各地区間の連絡調整を行う。

1. 校外部は各学級から選出される校外部員2名と担当する教職員1名をもって構成する。
2. 校外部員の互選によって、部長1名、副部長3名(うち1名は教職員)を選出する。
3. 校外部は、地域の交流をはかるため、西東京市青少年育成会および地区会館管理運営協議会に校外部員若干名を参加させる。

4. 校外部の正副部長は運営委員会に出席する。
5. 部長経験者は本人の申し出により、役員、3年生学年正副委員長・校外部正副部長・役員選出管理正副委員長・行事協力正副委員長の選出を永年対象外とする。(細則第4条の表参照)

第10章 経 理

- 第16条 この会の活動に必要な経費は、会費およびその他の収入をあてその経理はすべて公開される。
- 第17条 この会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行われ、その決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を受けなければならない。
- 第18条 総会において議決された以外の活動費は運営委員会の承認を得て運用する。
- 第19条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第11章 会計監査

- 第20条 この会の経理を監査するため、会計監査2名をおく。
会計監査2名は、運営委員会の推薦で保護者会員(卒業生保護者含む)の中から選出し、総会で承認を受ける。
- 第21条 この会の監査は定期監査と臨時監査とする。
定期監査は10月および決算後とする。
必要に応じて臨時監査を行うことができる。
- 第22条 監査の結果は総会において報告する。
- 第23条 監査は必要に応じて運営委員会で報告する。
- 第24条 監査の任期は1年とする。但し1回にかぎり再選を可能とする。

第12章 細則の制定改廃

- 第25条 この会の運営に必要な細則は、この会の会則に反しないかぎり運営委員会の議決を経て決める。
細則の制定改廃は運営委員会において出席者の3分の2以上の賛成が得られなければ改正することはできない。
- 第26条 運営委員会は細則を制定または改廃した場合、その結果をすみやかに全会員に知らせ、次期総会で報告する。

第 1 3 章 会則の改正

第 27 条 この会則は総会において会員数の過半数（委任状も含む）以上の賛成が得られなければ改正することはできない。

改正案は総会開催の少なくとも 1 週間前までに全会員に知らせなければならない。

付 則 本会則は昭和 59 年 12 月 15 日より施行する。

本会則は平成 4 年 5 月 2 日より施行する。

本会則は平成 5 年 5 月 15 日より施行する。

本会則は平成 7 年 5 月 6 日より施行する。

本会則は平成 12 年 5 月 20 日より施行する。

本会則は平成 15 年 5 月 1 日より施行する。

本会則は平成 18 年 5 月 2 日より施行する。

本会則は平成 20 年 5 月 23 日より施行する。

本会則は平成 22 年 5 月 14 日より施行する。

本会則は平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

本会則は平成 27 年 5 月 25 日より施行する。

本会則は平成 29 年 5 月 29 日より施行する。

本会則は平成 30 年 5 月 28 日より施行する。

本会則は平成 31 年 5 月 28 日より施行する。

本会則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

細 則

西東京市立田無第一中学校 P T A

第 1 条 会 費

1. 会費は年額 1,000 円とする。
2. 年度途中の転入については転入学期に応じて会費を納入する。転出の際は申し出により転出学期に応じて返金する。
金額は以下の通りとする。
転入・・・1 学期 1,000 円、2 学期 500 円、3 学期 0 円
転出・・・1 学期 500 円、2 学期 300 円、3 学期 0 円

第 2 条 役員及び会計監査

1. 役員及び会計監査は、他の役員・委員を兼任することはできない。
2. 役員及び会計監査の欠員補充は次のとおりとする。
 - (1) 会長は副会長（保護者）の互選により選出する。
 - (2) 副会長、庶務、会計と会計監査は運営委員会の発議にもとづき選出し承認を受ける。
 - (3) 役員及び会計監査の補充が行われたときは、全会員に通知する。
 - (4) 役員のうち、教職員副会長・庶務・会計の選出は、学校側に一任する。
 - (5) 会則第 10 条（任期）は、教職員には適用しない。

第 3 条 役員選出規定

1. この会の役員（保護者）選出にあたっては、役員選出管理委員会を設置し、役員選出管理委員会の管理のもとに役員候補者を選出する。
2. この会の役員は、第 1 学年および第 2 学年の会員の中から選出されるものとする。

第 4 条 役員選出管理委員会

1. 役員選出管理委員会は次期役員の選出業務の管理を行う。
2. (1) 役員選出管理委員会は、第 1 学年および第 2 学年の各学級から 1 名と、教職員 1 名をもって構成する。
I・J 学級からの選出は希望選択できる。
(2) 役員選出管理委員の互選によって、委員長 1 名、副委員長 2

名（うち1名は教職員）選出する。

- (3) 委員長経験者は本人の申し出により、役員、3年生学年正副委員長・校外部正副部長・役員選出管理正副委員長・行事協力正副委員長の選出を永年対象外とする。
3. (1) 役員選出管理委員会は、役員免除審議会の日時を決め、招集する。
- (2) 役員選出管理委員は、各学級（1，2学年）から2名以上（その年のクラス数によって調整）の役員候補者を選出する。また、立候補者のあるクラスは1名でもよい。
 - (3) 役員選出管理委員は、選出の対象外とする。
 - (4) I・J学級は候補者を選出できるかどうかを話し合う。候補者が出なかった場合、役員選出管理委員長は結果を全体互選会で報告し承認を得る。
 - (5) 役員・校外部部長・役員選出管理委員長・行事協力委員長・3年生学年委員長経験者は、役員候補者を選出する際、本人の申し出により選出を永年対象外とする。
 - (6) 校外部副部長・役員選出管理副委員長・行事協力副委員長・3年生学年副委員長は、当該年度の役員候補者を選出する際、本人の申し出により選出の対象外とする。
4. (1) 3によって選出された役員候補者を役員選出管理委員長が招集し互選により役員を決定する（全体互選会）。原則として抽選による決定は行わない。
- 委員長はすみやかにその結果を全会員に報告し、異議申し立て期間中（一週間）に異議申し立てが会員数の過半数を超えなかった場合は、承認されたものとする。
- (2) 役員選出管理委員長は総会において役員選出の経過報告をし、各役員を紹介する。

経 験 者	選出される役職	役員 (細則に規定)	3年生学年委員長・副委員長 校外部部长・副部长 役員選出管理委員長・副委員長 行事協力委員長・副委員長 (会則・細則に規定)
3年生学年委員長		永年対象外	永年対象外
3年生学年副委員長		1年対象外	—
校外部部长		永年対象外	永年対象外
校外部副部长		1年対象外	—
役員選出管理委員長		永年対象外	永年対象外
役員選出管理副委員長		1年対象外	—
行事協力委員長		永年対象外	永年対象外
行事協力副委員長		1年対象外	—
役員		永年対象外	永年対象外

※令和6年度までの広報部正副部长経験者の会則、細則による免除対象に関しては校外部と同様にする。

第5条 臨時総会

会員が臨時総会の開催を要求するときは、次の事項を記載した文章にそれぞれ氏名・生徒の所属学年学級を自署のうえ、代表者名を頭書した会員現在数の過半数（委任状も含む）の署名簿を添えて、これを会長に提出しなければならない。

- (1) 臨時総会を必要とする理由
- (2) 臨時総会の議案

第6条 特別委員会

1. 予算委員会

- (1) 予算委員会は新旧役員、旧委員長、部長をもって構成する。
- (2) 予算委員会は、運営委員会ならびに総会に提出する予算案を作成し、総会の決定した予算の実行に協力する。

2. 上記以外に総会または運営委員会が必要と認めるときは、目的に応じて特別委員会をおくことができる。

第7条 役員・委員の決定の通知

新年度会長は、新年度の役員、学級委員、校外部員、役員選出管理委員、その他特別委員会委員の決定後、速やかに全会員に通知する。

第8条 全体活動

会員は会則第2章の目的に沿い学習会などの全体活動を運営委員会の承認を得て行うことができる。

第9条 サークル活動

会員はサークル活動を行うことができる。その運営は自主運営とし、運営委員会に新設・廃止などを届け出る。

サークルに所属するPTA会員は、申し出により1名につき300円を活動費として受領できるものとする。

第10条 慶弔規定

1. 本規定はPTA会員ならびに生徒、学校関係者の慶弔を定めたものである。
2. PTA会員及び生徒、学校関係者が死亡した場合、弔費として5,000円をPTA会費より出費する。それ以外の慶弔費は、各学級または各学年と役員が協議して決める。返礼は不要とする。
3. 弔費の出費については、役員会で協議し、運営委員会にて報告する。

第11条 行事協力委員会

1. 行事協力委員会は学校行事及びPTA活動の受付、誘導等の業務を行う。
2. 行事協力委員会は各学級から選出された行事協力委員2名ないし3名と担当する教職員1名をもって構成する。
I・J学級からの選出は希望選択できる。
3. 行事協力委員の互選によって委員長1名、副委員長2名（うち1名は教職員）を選出する。
4. 委員長経験者は本人の申し出により、役員、3年生学年正副委員長・校外部正副部長・役員選出管理正副委員長・行事協力正副委員長の選出を永年対象外とする。（細則第4条の表参照）

第 12 条 会員の個人情報の取扱いについて

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第 13 条 一般社団法人全国 PTA 連絡協議会

本会は、一般社団法人全国 PTA 連絡協議会の登録団体とする。

付 則 この細則は昭和 59 年 12 月 15 日より施行する。

この細則は平成 4 年 5 月 2 日より施行する。

この細則は平成 13 年 12 月 6 日より施行する。

この細則は平成 15 年 5 月 1 日より施行する。

この細則は平成 20 年 3 月 13 日より施行する。

この細則は平成 20 年 9 月 13 日より施行する。

この細則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は平成 26 年 5 月 26 日より施行する。

この細則は平成 27 年 5 月 25 日より施行する。

この細則は平成 28 年 5 月 23 日より施行する。

この細則は平成 30 年 5 月 28 日より施行する。

この細則は平成 30 年 6 月 21 日より施行する。

この細則は平成 31 年 1 月 15 日より施行する。

この細則は平成 31 年 3 月 4 日より施行する。

この細則は令和 4 年 5 月 19 日より施行する。

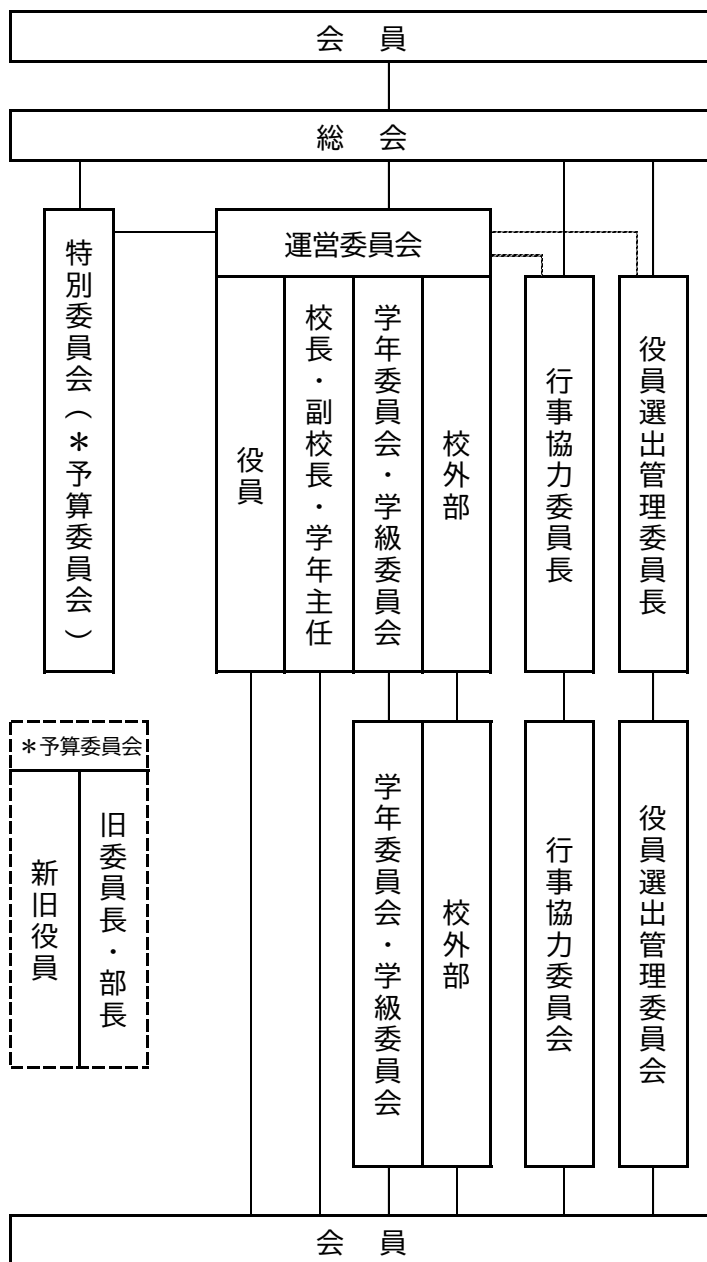
この細則は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

この細則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

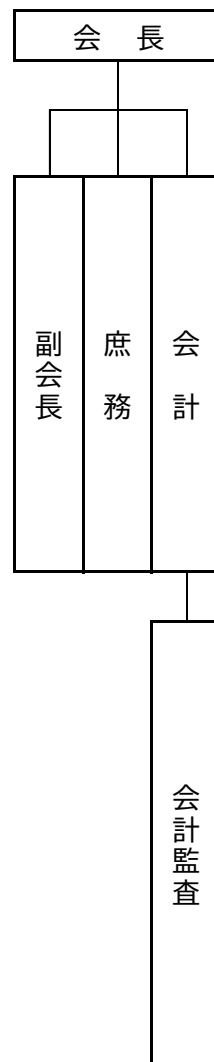
この細則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

西東京市立田無第一中学校PTA組織図

組織・構成図



役員構成図



令和8年4月改正